

## 【消費生活の窓口から】

### 組み立て式家具に関するケガにご注意を！

#### ～組み立て後も緩みやぐらつきがないか確認しましょう～

消費者庁には、平成 27 年 1 月から令和元年 12 月までの 5 年間に組み立て式家具に関する事故の情報が 147 件寄せられています。完成品を購入するよりも安く購入でき、運ぶのも簡単なため、本棚やベッド、椅子など、組み立て式の家具を購入し、自分で組み立てる方が多くなってきています。その一方、組み立て方が分からず、誤った組み立てにより、組み立て中にケガをする事例や、完成後もねじの締め付け不足や過剰により一部が壊れて転倒した事例などが発生しています。特に、椅子は組み立て式でなくても骨折などの重大事故につながることも多く、部品の破損がないか確認する、ねじの緩みを防ぐため増し締めを行うなど、取り扱いに対し注意が必要です。また、配送業者などによる組み立てサービスを利用した場合でも、事故が発生していることに注意しましょう。

#### 【アドバイス】

- ◆組み立て前に、部品がそろっているか、傷等がないか確認しましょう。
- ◆組み立て説明書をよく読み、完成図を確認しましょう。
- ◆組み立て時は作業スペースを広めに確保しましょう。
- ◆組み立て中の指挟み等に注意しましょう。
- ◆組み立て後もねじの緩みがないか定期的に点検し、事故を予防しましょう。
- ◆万一、事故や健康被害が発生し、トラブルが生じた場合には、消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの188番）に相談しましょう。

※詳しくは、消費者庁ホームページ「[4月からの新生活における注意点 組立式家具に関するけがにご注意ください！ - 組立て後も緩みやぐらつきがないか確認を！ - \(PDF\)](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593